

議案第 8 1 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>_____をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>_____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が<u>6月</u>以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期が<u>6月</u>に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が<u>6月</u>以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をい</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が<u>6箇月</u>以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期が<u>6箇月</u>に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が<u>6箇月</u>以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をい</p>

手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した職員にあっては、退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の**1月**当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が**6月**に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が**6月**以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が**6月**以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(**6月**未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が**6月**以上に至ったときは、第1項の任期が**6月**以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(新設)

当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、**_____**、又は死亡した職員にあっては、退職し**_____**、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の**1箇月**当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が**6箇月**に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が**6箇月**以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が**6箇月**以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(**6箇月**未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が**6箇月**以上に至ったときは、第1項の任期が**6箇月**以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第24条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内の

パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。